

## 阪南市立幼稚園 会計年度任用職員（預かり保育指導員）登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

1. 職種・人数 預かり保育指導員 3名程度  
選考を経て登録者名簿に登録された方より必要な人数に応じて任用します。  
人数は、退職者等の状況や試験結果により変更することがあります。
2. 業務内容 (1) 教育課程終了時における預かり保育の指導  
(2) 幼稚園長が必要と認める預かり保育に係る職務  
(3) その他園長が必要と認める職務に関する事。
3. 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日  
※年度ごとの任用となります。勤務実績に応じて再度任用となる場合があります。  
また、退職者等の状況により、年度途中からの任用となる場合があります。
4. 応募資格 幼稚園教諭免許状 または 保育士（国家戦略特別区域限定保育士及び地域限定保育士を含む）資格を有し（令和8年3月末までに取得見込の方含む）、かつ、地方公務員第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない方。  
【地方公務員第16条（欠格条項）】  
1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
2 阪南市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人  
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
【学校教育法第9条（欠格事由）】  
1 拘禁刑以上の刑に処せられた者  
2 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者  
3 教育職員免許法第十二条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者  
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
5. 勤務条件等
- |     |  |
|-----|--|
| 勤務日 | ①月曜日～金曜日の週5日（長期休業中など、幼稚園休業日等を除く。）<br>②月曜日～金曜日までの週3日程度（長期休業中など、幼稚園休業日等を除く。）<br><br>その他、幼稚園長が勤務を必要と認める日<br>※園行事等の関係で、土曜・日曜日に勤務を要する場合があります。 |
|-----|--|

勤務時間	月・火・木・金曜日 14:30～16:30(合計2時間 休憩時間はありません) 水曜日・短縮期間等 12:00～16:30 (合計4.5時間 休憩時間はありません) (配置された園の実態に応じて勤務時間を変更する場合があります。)
勤務場所	阪南市立幼稚園 (まい幼稚園、はあとり幼稚園のいずれか)
報酬等	時給 1,335円
各種手当	費用弁償(通勤費)、期末手当、勤勉手当の支給はありません。 車通勤の場合は全額自己負担により幼稚園敷地外で駐車場の確保が必要です。
休暇制度	任意期間及び勤務日数に応じて、年次有給休暇、特別休暇(忌引休暇等)があります。
社会保険	労働者災害補償保険(労災) (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は加入対象外です。)

※その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課長と幼稚園長で協議いたします。

6. 申込方法 以下の書類を、阪南市役所こども政策課に持参又は郵送してください。

- ①履歴書
  - ②免許状又は取得見込証明書の写し(コピー)
- ※応募書類は、返却しません。

7. 受付期間 令和8年 1月 30日(金)まで(閉序日を除く)

8. 選考方法 口述試験(個別面接)

令和8年 2月 7日(土)予定

平日の試験を希望する場合は、申し込みの際に申し出てください。

#### (注意事項)

- 不合格者は、試験における本人の成績及び基準点の開示請求ができます。なお、請求期間は、結果通知の翌日から起算して2週間以内です。
- 会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。
- 採用にあたっては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づくデータベース(特定免許状失効者管理システム)を活用することとし、児童に性暴力等を行ったこと等が判明した場合には採用されないことがあります。
- 本業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、任用前において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

#### (問い合わせ)

阪南市役所 こども未来部 こども政策課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

電話 072-489-4518